

中野区環境審議会規則

平成 10 年 4 月 1 日

規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中野区環境基本条例(平成 10 年中野区条例第 19 号)第 15 条に規定する中野区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、区民生活部において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 39 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 40 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 36 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。